

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が令和4年3月10日付けで請求人に対して行った法78条の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

1 請求人の抱える精神疾患及び障害

請求人は、20年以上前から精神科に通院しており、反復性うつ病により、請求人の記憶で15年程前、（精神）障害等級3級の障害者手帳の交付を受け、その後数回の更新の後、最新のもので令和元年7月18日交付の障害者手帳の交付を受けている。本件処分当時、処分庁は認識していなかった可能性があるものの、自閉スペクトラム症及び注意欠陥・多動性（ADHD）も発症していた。

このような障害、精神疾患を抱えながらの就業、母の介護、そして令和3年〇月〇日の逝去という極めて重度のストレスを抱えていたことも明らかである。

2 収入申告についての請求人の認識及び福祉事務所への虚偽報告がなかったことなど

請求人としては、収入申告の必要性自体は認識していた。もっとも、生活保護の受給を開始してから以降一度たりとも就業したことは

なく、体調的にそのような就業能力もなかった。福祉事務所も同様の認識であったものと思われ、福祉事務所から、就業後直ちにこれを申告しなければならないとの説明も就業に近接した時期にはなく、請求人もそのような認識は皆無であって、仮に収入があれば年に一度の資産報告の際にこれを行えばいいものと誤信していた。

また、かかる資産報告は、ケースワーカーの訪問時にこれを行うことが多かったが、就業期間中にケースワーカーの訪問はなかったとの記憶である。訪問が長期間にわたらない場合は、資産報告の書面が届いていたとの記憶であり、就業期間中に請求人にかかる書面が届いていた可能性は否定できないが、上記のような障害特性や極めて重大なストレス負荷により、これを確認して申告に至ることはできなかった。

すなわち、本件では、請求人は、届出・申告に当たり作為を加えることはなく、保護の実施機関やケースワーカーに対し、虚偽の説明を行ったことも一切ない。

なお、請求人は、担当職員から架電があり、仕事をしているのか問われたものの、出勤が原因で母親の火葬を延期するのか、すなわち現時点で出勤していないとの問合せと理解し、正直に仕事をしていないとの趣旨で仕事をしていないと伝えたに過ぎず、虚偽報告ではない。

3 福祉事務所の対応が精神疾患を抱えている患者への対応として極めて不適當であったことなど

福祉事務所は、請求人が、上記のような障害者であるという特性・能力に応じて、個別具体的な説明をしたこともなければ、収入が判明して以降、未申告に至った上記事情を調査、検討した形跡も皆無である。なお、自閉症スペクトラム症及び注意欠陥・多動性（ADHD）については、福祉事務所はこれを把握していなかった可能性があるが、同疾患については、福祉事務所の対応の是非とは別に、請求人の主観的事実として、未申告についてのやむを得ない事情として考慮されるべきである。

4 福祉事務所の不当な対応が常態化していたこと

福祉事務所の説明等の対応が極めて問題のあるものであったことは、請求人の生活実態や言い分を一切調査・相談せずに、過払分の分割充当を一方的に決定したことなどからも明らかである。

5 小括

未申告に至った背景事情や被保護者の動機、福祉事務所が被保護者に対し障害特性に応じた適切な配慮をとっていなかったこと等を考慮すれば、請求人には、就労収入の未申告について、これを故意に隠蔽し、保護を不正に受給する意図があったとは認められず、その他申告を速やかに行わなかったことについてやむを得ない事情があったというべきであるから、本件における未申告が、法78条1項を適用すべき生活保護制度の悪用と評価できる行為ということができないことは明らかであるというべきである。

よって、本件における未申告については、法63条に基づく費用返還請求によって処理されるべきところ、本件処分は、「不実の申請その他不正な手段」に当たらないのにこれに当たるとして、法78条1項に基づいてされた点において、違法、少なくとも不当なものというべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月31日	諮問
令和7年 9月29日	審議（第104回第1部会）
令和7年10月17日	審議（第105回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準

(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 資料の提供等

法29条1項によれば、保護の実施機関等は、保護の決定若しくは実施又は77条若しくは78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとしている。

(3) 届出の義務

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関等にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入の認定（就労に伴う収入）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(1)・ア・(ア)は、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇いその他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ)は、勤労収入を得るための必要経費としては、(4)（勤労に伴う必要経費）によるほか、社会保険料、所得税、交通費、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定するとしている。

(5) 費用等の徴収

ア 法78条1項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるとしている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」

(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知1」という。)によれば、法

78条を適用する際の基準として、「保護の実施期間が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施期間又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」を掲げ、これらの基準に該当すると判断される場合は、法78条に基づく費用徴収決定を速やかに行うこととされ、同条の適用を厳格に実施するため、収入申告の義務の説明をし、その内容を理解していることを、書面を用いて、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必要があるとされている（課長通知1・3）。

また、法78条1項に規定する不正受給に対する徴収金の加算措置を適用することが適当と考えられる状況として、「収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき」、「過去に保護費の不正受給を繰り返し行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき」、「不正受給期間が長期にわたるものであるとき」を掲げ、適用するか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても合わせて考慮することとし、原則として保護の実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行う必要があるとされている（同・4）。

ウ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知2」といい、課長通知1とあわせて「各課長通知」という。）のIV・4・(1)によれば、法78条にいう「『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い」ものとされている。

(6) 次官通知、各課長通知の位置づけ

次官通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準であり、各課長通知は、同法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

2 本件処分について

上記 1 の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

福祉事務所は、請求人の保護開始決定後、請求人に対し、定期的に「届け出に関するお願い・お知らせ」を送付し、仕事を始めたり、給料をもらった場合は、毎月収入申告をするよう被保護者に通知している。請求人も、定期的に無収入申告書を事務所に提出していた時期があることから、請求人は、保護開始以降、収入の申告義務については十分理解していたことが認められる。

しかし、請求人は、福祉事務所の担当者による課税調査で判明した本件収入について、収入の届出を行わず、担当者から未申告の給与収入がある旨の事実を指摘されるまで、保護費を過大に受給していたことが認められる。

これは、課長通知 2 にある「消極的に事実を故意に隠蔽すること」(1・(5)・ウ)に該当するものと認められる。

また、令和 3 年 3 月 29 日、担当職員は、葬儀会社の担当者から、亡くなった請求人の母親の火葬を行う日に変更になった理由として、請求人が母親の滞納した家賃を支払うために仕事をしており、日程が合わなくなったためだという連絡を受けたことから、同職員が事実確認のために請求人に架電したところ、請求人は担当職員に対して、介護業者や葬祭業者に見栄を張って仕事をしていると嘘をついていた、本当は母親宅と自宅の整理で苦労していたためだと説明している。

これは、課長通知 1 にある「保護の実施機関はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」(1・(5)・イ)に該当するものと認められる。

そこで、処分庁は、請求人の就労収入について、福祉事務所のケース診断会議において検討した結果、法 78 条を適用して、徴収対象期間を「令和 2 年 5 月から令和 3 年 7 月まで」とし、徴収対象期間の支給済保護費 3,756,556 円のうち、請求人が申告を行わなかった収入額（給与収入から交通費や所得税等を控除した額）639,7

97円に相当する保護費を徴収することとして、本件処分を行っている（別紙2徴収金額算定表参照）。

以上によれば、本件処分は上記1の法令等の規定に基づき、その解釈に則ったものということができ、違算等の事実も認められないから、これを違法又は不当なものということとはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、未申告に至った背景事情や被保護者の動機、福祉事務所が被保護者に対し障害特性に応じた適切な配慮をとっていなかったこと等を考慮すれば、請求人には、本件未申告について、これを故意に隠蔽し、保護を不正に受給する意図があったとは認められず、その他申告を速やかに行わなかったことについてやむを得ない事情があったというべきであると主張する。

しかし、請求人は収入の申告義務については十分理解していたことが認められるところ、就労や収入の申告は、電話、手紙、来所など様々な手段を用いて行うことが可能であり、請求人の挙げる精神疾患や、母親の介護あるいは逝去によるストレスを勘案したとしても、請求人が当時飲食店での就労を継続していたことからして、福祉事務所への申告が特段困難な状況であったとは認められない。

また、請求人は、届出・申告に当たり作為を加えたことはなく、保護の実施機関やケースワーカーに対し、虚偽の説明を行ったことも一切ないと主張する。

この点に関し、請求人は、令和3年3月29日、担当職員から仕事をしているのか電話で問われた際、仕事はしていない旨回答しているが、請求人によれば、この発言は、出勤が原因で母親の火葬を延期するのかとの問合せと理解したので、現時点で出勤していないとの趣旨で仕事をしていないと伝えたに過ぎず、虚偽報告ではないとしている。

しかし、担当職員が被保護者である請求人に対して仕事をしているか尋ねるということは、すなわち就労状況の確認を意味するものであることにほかならず、同日の請求人の担当職員への回答は、虚偽の説明を行ったものと言わざるを得ない。

上記のとおり、請求人のこれらの主張にはいずれも理由がない。

4 付言

本件審査請求の結論を左右するものではないが、行政処分における理由付記の趣旨について、以下付言する。

本件処分通知書に記載された本件処分の理由は、「課税調査により収入申告漏れ発覚による収入未申告が判明したため、法第78条に基づき徴収決定を行う。」とするものであるが、当該記載のみをもって、いかなる収入未申告の事実が法78条1項の規定する要件に該当するかが十分に理解できるとまではいえない。

行政処分に理由付記が求められる趣旨は、処分庁の判断の恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与えるものであると解されるところ、その趣旨に鑑みれば、処分庁は、今後の処分において被処分者が理解しやすいように、できるだけ具体的に処分理由を記載することが望ましい。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2 (略)